

# ひとり親家庭のための 手当等のご案内

✓ 児童扶養手当 P2~3    ✓ 児童育成手当 P4

✓ ひとり親家庭等住宅費助成 P4    ✓ ひとり親家庭等医療費助成 P5

ステップ  
1

所要時間  
3分



## 制度を知る

← Youtubeの3分動画をご覧ください。

ステップ  
2

## さらに詳しく知る

このパンフレットをご覧ください。



ステップ  
3

## あなたが申請できる手当等を知る、申請する



手続きガイド

スマートフォンで左記の二次元コードを読み取ってください。

あなたが申請できる手続きを自動判定し、オンラインで申請できます。

※二次元コードの読み取りが難しい場合は、以下 URL からアクセスできます。

<https://tzk.graffer.jp/city-musashino/Child-Benefits> ←ここをクリック



### 申請に必要なもの

- ・身元確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・戸籍謄本（申請者本人と子どもの分。ひとり親になった事由と日付が入っているもので、発行から1か月以内のもの。）
- ・住居の賃貸借契約書（住宅費助成を申請する場合のみ）

※ご本人やご家族の状況により、他にも書類の提出や、市職員・民生委員による調査が必要となる場合があります。

- Q.** 離婚届を出したばかりで、離婚を反映した戸籍謄本の発行は時間がかかると言われました。今日は申請せずに戸籍謄本を取得してから申請した方がいいですか？
- A.** 今日手当等の申請をして、戸籍謄本は後日提出してください。戸籍謄本の発行が翌月になる場合は、今月中に離婚届受理証明書を提出しておくことで、児童扶養手当の開始月が遅れるのを防ぐことができます。

問合せ  
窓口



←オンライン問い合わせフォームをご利用ください。

武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課手当医療係（武蔵野市役所 南棟3階 ☎0422-60-1963）

## 対象者

児童が①～⑦(住宅費助成は①～⑥)にあてはまるとき、その児童を監護している父または母(父も母もいない場合等は養育者)

- ①父母が離婚した
- ②未婚で生まれた
- ③父または母が死亡した、または生死不明である
- ④父または母に1年以上遺棄されている
- ⑤父または母が、DV保護命令を受けた
- ⑥父または母が、法令により1年以上拘禁されている
- ⑦父または母が、重度の障害の状態にある(住宅費助成を除く)



## 支給対象にならない場合

- ・所得制限を超えたとき(P6参照)
- ・申請者が配偶者と法律上の婚姻関係にあるとき
- ・申請者が異性と同居しているとき
- ・申請者の自宅に異性の定期的な訪問等があり、かつ生計の補助があるとき
- ・児童が父母両方と生計を同じくするとき
- ・児童が児童福祉施設等の施設に入所・または里親等に委託されているとき



## 各種相談窓口のご案内

武蔵野市では、ひとり親や子育ての悩み、子どもの権利など、さまざまな相談を受け付けています。

### ●ひとり親家庭のための相談(平日午前9時～午後5時)

離婚を考えている方、就労、養育費、資金の貸付等

**子ども家庭支援センター ひとり親支援担当 ☎0422-60-1850**

### ●子ども家庭相談

18歳未満のお子さんの子育ての悩みなどの相談、お子さん自身から相談

**子育て相談専用電話 ☎0120-839-002、☎0422-55-9002**

(午前8時30分～午後10時 日祝、年末年始を除く)

**子ども家庭支援センター 子ども家庭相談担当 ☎0422-60-1850**

(平日午前8時30分～午後5時)

### ●子どもの権利に関する相談(月・火・水・金 午後1時～5時)

子どものための相談救済機関

(もやもやする、いやなことがあってつらい…等、子ども自身の気持ちを大切に何でもお話を伺います。)

**子どもの権利擁護センター**

むさしのミミワン

**☎0120-634-331 (子ども専用)**

**☎0422-60-1951 (大人用)**



武蔵野市子どもの権利条例  
マスコットキャラクターミミワン

# 児童扶養手当



市ホームページ  
(児童扶養手当)

## 対象者

P1の対象者

## 対象児童の年齢

0～18歳（手当の支給は18歳に達した日の属する年度の末日分まで。）  
児童に障害（※）がある場合は20歳未満。※特別児童扶養手当の支給要件に該当する障害

## 支給対象とならないとき

- P1の「支給対象にならない場合」に該当するとき
- 児童が国内に住所を有しないとき

## 支給月額

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人～	一人につき11,030円加算	11,020円～5,520円加算

## 【一部支給額の計算式】※10円未満四捨五入

- 第1子 手当額 = 46,690円 - ((申請者所得額 - ※扶養人数別全部支給の所得制限額) × 0.0256619 + 10円)
  - 第2子～ 手当額 = 11,030円 - ((申請者所得額 - ※扶養人数別全部支給の所得制限額) × 0.0039568 + 10円)
- ※扶養人数別全部支給の所得制限額…扶養0人の場合69万円（詳細はP6を参照）  
※P6の「所得制限限度額」を超える場合、支給額は0円となります（全部支給停止）。

## ●年金を受給している場合

### <障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方>

公的年金等（遺族年金、障害基礎年金を除く障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）の月額が児童扶養手当の所得制限による計算後の手当額より低い場合、その差額分を児童扶養手当として支給します。

### <障害基礎年金等を受給している方>

公的年金等の受給額を含めて所得を算出し、児童扶養手当の所得制限による計算後の手当額より障害基礎年金等の子の加算部分の月額が低い場合に、その差額分を児童扶養手当として支給します。

※障害基礎年金等とは、国民年金法による障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金などです。厚生年金保険法による障害厚生年金は含まれません。

## 支給開始月

原則、申請月の翌月分から

※児童扶養手当は、すべての必要書類が市に提出された日が申請日となります。



## 支給方法

毎年1・3・5・7・9・11月に前月分までをまとめて指定口座（受給者名義）に振込

支給月	1月	3月	5月	7月	9月	11月
支給対象月	11・12月分	1・2月分	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分

## 年度更新

現況届の提出が必要です（全部支給停止の方も対象）。毎年7月末にお知らせをお送りしますので、8月中に届出してください。審査の結果は11月上旬にお送りします。

## 児童扶養手当の受給開始から5年経過等したとき（※）

手当の額が所得等により計算された手当額からさらに半額となります。

ただし、適用除外理由（就業あるいは求職活動を行っている場合や、疾病などにより就業ができない事情などがある場合）には届出をすることにより、半額適用を除外することができます。該当のかたには、毎年7月に状況確認のための書類をお送りしますので、8月末日までに、就業をしている等の届出をしてください。

※5年を経過する等の要件とは、次のうち①または②のいずれか早い方を経過したときのことです。

①支給開始月の初日から起算して5年

②手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年

ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき

# 児童扶養手当受給者の優遇措置

児童扶養手当の受給者（全部支給または一部支給停止の方）は、次の割引等が受けられます。割引等を受けるためにはそれぞれ手続きが必要です。手続きの詳細は、児童扶養手当認定後にお送りするお知らせと、[武蔵野市公式ホームページ](#)をご覧ください。

## <JR 通勤定期乗車券の割引>

申請はこちら



『特定者用の通勤定期券』として通勤定期券を3割引で購入できます。

- 対象者  
児童扶養手当受給者または児童扶養手当受給者と住民票上の同一世帯員で、通勤定期乗車券を必要とするすべての方
- 手続き  
オンライン申請フォームで『特定者資格証明書』と『特定者用定期乗車券購入証明書』の交付を申請してください。証明書は後日、受給者宛に郵送します。証明書を持参のうえ、駅の窓口で定期券をお求めください。

## <都営交通無料乗車券の発行>

都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）無料乗車券の発行が受けられます。

- 対象者  
児童扶養手当受給者または児童扶養手当受給者と住民票上の同一世帯員で、都営交通を利用する方のうちお一人
- 手続き  
障害者福祉課窓口で都営交通無料乗車券の発行を受けてください。  
継続して発行を希望される方は、有効期限月初日から更新の手続きができます。
- 持ち物  
児童扶養手当証書

## <上下水道基本料金の免除>

水道料金の基本料金と1か月10m<sup>3</sup>以下の水道使用量にかかる料金（消費税相当額を含む）が免除されます。下水道料金は1か月10m<sup>3</sup>以下の汚水排出量にかかる料金（消費税相当額を含む）が免除されます。

- 対象者  
児童扶養手当受給者で、本人名義で水道料金等契約をしている方
- 手続き  
水道お客様センター（0422-52-0733）へ、基本料金の免除申請を行ってください。
- 必要なもの  
児童扶養手当証書のコピー

## <市指定家庭ごみ処理袋無料引換券の発行>

武蔵野市指定家庭ごみ処理袋（中袋：20リットル相当）の引換券を児童扶養証書と一緒に交付します。  
※粗大ごみの処理については減免の制度はありません。

- 手続き  
ごみ総合対策課または各市政センターでごみ処理袋をお受け取りください。  
年間110枚まで引換できます。5人以上の世帯は、さらに110枚まで追加して引換えることができます。  
※5人以上世帯の方の追加分は、ごみ総合対策課のみで引換え可。
- 持ち物  
児童扶養手当証書  
無料引換券

# 児童育成手当



市ホームページ  
(児童育成手当)

## 対象者

P1 の対象者

## 対象児童の年齢

0～18歳（手当の支給は18歳に達した日の属する年度の末日分まで）

## 対象とならないとき

P1の「支給対象にならない場合」に該当するとき

## 支給月額

児童1人につき 13,500円

## 支給開始

原則申請日の翌月分から

## 支給方法

毎年10・2・6月に前月分までをまとめて指定口座（受給者名義）に振込

支給月	10月	2月	6月
支給対象月	6・7・8・9月分	10・11・12・1月分	2・3・4・5月分

## 年度更新

現況届の提出が必要です。毎年5月末に現況届の用紙をお送りしますので、6月中に提出してください。  
審査の結果は、10月上旬に発送します。



# ひとり親家庭等住宅費助成



市ホームページ  
(ひとり親家庭等住宅費助成)

## 対象者

P1 の対象者で、①民間の共同住宅等を借りて家賃を支払っている者かつ②市内に引き続き6ヶ月以上在住している者

## 対象児童の年齢

20歳未満

## 支給対象とならないとき

- P1の「支給対象にならない場合」に該当するとき
- UR都市機構（旧公団）・市営・都営・都民住宅・社員寮・社宅等に居住しているとき
- 生活保護を受給しているとき
- 心身障害者住宅費助成を受けることができるとき

## 支給月額

10,000円  
（実際に支払っている家賃が10,000円未満の場合は家賃相当額）

## 支給開始

申請月から

## 支給方法

毎年12・4・8月に支払月の前月分までをまとめて指定口座（受給者名義）に振込

支給月	12月	4月	8月
支給対象月	8・9・10・11月分	12・1・2・3月分	4・5・6・7月分

## 年度更新

児童扶養手当現況届の情報をもとに市が審査を行います。市が情報を確認できない場合、ひとり親家庭等住宅費助成現況届の用紙を7月下旬にお送りしますので、期日までに提出してください。  
審査の結果は全ての方に11月下旬にお送りします。

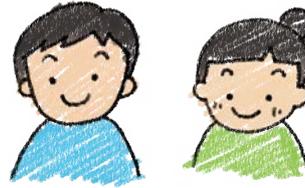


# ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)



## 対象者

P1の対象者



市ホームページ  
(ひとり親家庭等  
医療費助成)

## 対象児童の年齢

0～18歳(医療費の助成は18歳に達した日の属する年度の末日まで)

児童に障害(※)がある場合は20歳未満 ※特別児童扶養手当の受給要件に該当する障害

## 支給対象とならないとき

- P1の「支給対象にならない場合」に該当するとき
- 生活保護を受給しているとき

## 医療費で助成できる範囲

対象者本人と児童の保険診療の医療費の一部

- ④の記載のある医療証(非課税世帯の方)

健康保険による給付	④ 助成
7割	3割

- 一部④の記載のある医療証(課税世帯の方)

健康保険による給付	④ 助成	自己負担
7割	2割	1割

### ◆ 助成対象外となるもの(例)

- 保険外診療の医療費
  - 予防接種、健康診断料、検診などの費用
  - 薬の容器代、診断書等の文書代、救急での時間外手数料、おむつ代、室料、特定医療機関の初診料等
- 入院時の食事療養標準負担額
- 交通事故や学校内の傷病等で、他の保険の給付が受けられる場合

※申請者・扶養義務者の全ての方の住民税が非課税の場合は「非課税世帯」となります

## 支給開始

申請日から

## 医療証の使い方

- 都内の契約医療機関で健康保険による診療を受けた場合
  - ▶ 市が発行する医療証とマイナンバーカード(または資格確認書)を医療機関に提示
- 都外受診等で健康保険による診療を受けたが医療証が使えなかった場合
  - ▶ 郵送での払い戻しの申請。原則申請日の翌月下旬に指定口座に振込



市ホームページ  
(払い戻し申請方法)

## 高額医療費の支給(一部④の記載のある医療証をお持ちの方対象)

一部負担金が自己負担上限額を超えた場合、後日払い戻しを受けることができます。

- 払い戻しを受けることができる場合

①個人ごとに支払った外来一部負担金の合計が1か月18,000円を超えた場合

②(親)世帯ごとに支払った一部負担金の合計(入院・通院)が1か月57,600円を超えた場合

(過去12か月以内に3回以上、57,600円を超えた場合、4回目からは「多数回」となり上限額が44,400円に下がります)

③個人ごとに支払った外来一部負担金の合計(上記(1)・(2)で支給された額を除く)が年間で144,000円を超えた場合(毎年8月1日から7月31日までの期間で計算されます)

- 払い戻し方法

オンラインまたは郵送で「ひとり家庭等医療費助成制度医療助成費支給申請書」を提出

## 年度更新

児童扶養手当現況届の情報をもとに市が審査を行います。市が情報を確認できない場合、ひとり親家庭等医療費助成現況届の用紙を10月下旬にお送りしますので、期日までに提出してください。

審査の結果は全ての方に12月下旬にお送りします。

# 各手当等の所得制限限度額（令和6年8月～現在）

※法改正により変更になることがあります

## 所得額とは…

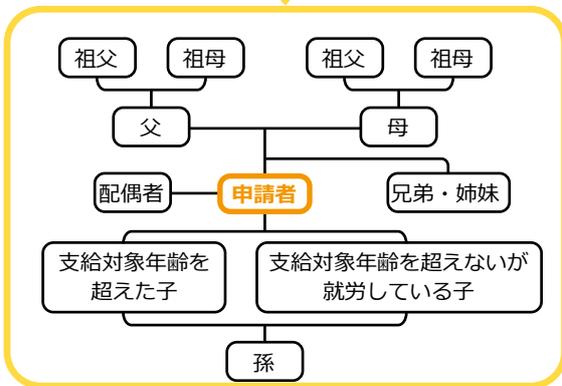
給与所得の場合 ▶ 給与所得控除後の額

事業所得の場合 ▶ 必要経費控除後の額

児童育成手当以外の手当等は、父または母が申請者の場合、子の母または父から支払われた養育費等の8割を所得額に加算します。

## 所得制限限度額一覧表

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	所得審査の 年度切替月
児童育成手当		360.4万円	398.4万円	436.4万円	474.4万円	512.4万円	6月
児童扶養手当 (児童扶養手当全部支給)	父母	208万円 (69万円)	246万円 (107万円)	284万円 (145万円)	322万円 (183万円)	360万円 (221万円)	児童扶養手当…11月 親医療証…1月 住宅費助成…8月
親医療証	扶養義務者	236万円	274万円	312万円	350万円	388万円	
住宅費助成	孤児等の養育者						



**扶養義務者とは…**左図に当てはまり、同居している者（手当等の受給者と扶養義務者間の実際の扶養・被扶養関係の有無は問いません。）住民票が別でも同住所の場合は扶養義務者に該当します



## 所得控除及び加算額一覧表（令和3年度～現在）

控除・加算		手当	児童育成手当	児童扶養手当・親医療証・住宅
所得から控除	1	給与所得・年金所得控除	給与及び年金所得の合計額が10万円以上ある場合は10万円 (合計額が10万円未満の場合はその合計額を控除)	
	2	社会保険料相当額	8万円	8万円
	3	障害者控除（本人・扶養）	27万円	27万円
	4	特別障害者控除（本人・扶養）	40万円	40万円
	5	勤労学生控除	27万円	27万円
	6	寡婦控除	27万円	27万円（母又は父を除く）
	7	ひとり親控除	35万円	35万円（母又は父を除く）
	8	配偶者特別控除額	相当額控除（最高33万円）	相当額控除（最高33万円）
	9	雑損、医療費、小規模企業共済等掛金	相当額控除	相当額控除
	10	肉用牛売却等による事業所得に係る免除	—	免除に係る所得額
所得制限限度額に加算	11	同一生計配偶者（70歳以上）控除	10万円	10万円（申請者のみ）
	12	老人扶養控除	10万円	申請者の場合 10万円
				扶養義務者・養育者・配偶者の場合 6万円 (扶養親族が老人扶養のみの場合、 2人目から1人につき6万円控除)
	13	特定扶養親族控除（19歳～22歳）	25万円	15万円（申請者のみ）
14	16歳～18歳の扶養親族（みなし特定）	25万円	15万円（申請者のみ）	

所得の計算方法の詳細は市HPをご覧ください。



## Q.1

これまでずっと働いており、所得制限を超えて受給できませんでしたが、今月退職しました。いつから手当を受けられますか？

A.

次年度以降、所得制限限度額内に収まっている場合、年度切替月分から受給できます。申請が必要な場合は、年度切替月の前月（住宅費助成のみ年度切替月当月）にオンラインでご申請ください。

### 所得判定の年度切替月

	令和5年	令和6年					令和7年					令和8年
	1月～12月	1月	6月	8月	11月	12月	1月	6月	8月	11月	12月	1月～各切替月
児童育成手当		令和5年中の所得で判定					令和6年中の所得で判定					
住宅費助成		令和5年中の所得で判定					令和6年中の所得で判定					
児童扶養手当		令和5年中の所得で判定					令和6年中の所得で判定					
(親)医療証							令和5年中の所得で判定					令和6年中の所得で判定
	1月～12月	1月	6月	8月	11月	12月	1月	6月	8月	11月	12月	1月～各切替月

申請の  
タイミング

令和6年中の  
所得が下がった

令和7年5月  
児童育成手当申請

令和7年8月  
住宅費助成申請

令和7年10月  
児童扶養手当申請

令和7年11月  
(親)医療証申請

## Q.2

配偶者が死亡しました。遺族年金を受給予定ですが、どの手当を受給できますか？



A.

児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成（(親)医療証）、ひとり親家庭等住宅費助成は年金の受給の有無は問いません。児童扶養手当は、受け取っている遺族年金の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

## Q.3

2世帯住宅に住んでいます。私がひとり親の手当の申請をする場合、両親の所得は判定の対象になりますか？

A.

完全に別の生計・居住空間となっている場合（※）はご両親の所得は判定の対象となりません。ただし、別途お手続きが必要となりますので、担当までお知らせください。

（※）玄関がそれぞれ分かれている、家の中が繋がっていない、ガス・電気・水道のメーター、支払いが分かれている等の条件が満たされている2世帯住宅等

## Q.4

手当を受けていて、現況届の他に届出が必要なことはありますか？



A.

住所や氏名を変更したとき、児童の数に増減が生じたとき、公的年金等の受給を開始したとき、P1の「支給対象にならない場合」に該当したときなどには届出が必要です。オンラインで申請できます。



市ホームページ  
（届出・オンライン  
申請について）